

令和3年6月号

交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、間違っているものには×を記入してください。

- ① 自転車で走行中、小さい交差点を右折する時は、自動車に続いて右折すればよい。

- ② 下図の信号が、青色の灯火の場合、自転車は、直進、左折、右折をすることが出来る。



- ③ 自転車のブレーキは、時速10キロメートルのときにブレーキをかけてから3メートル以内で止まれるものでなければならない。

- ④ ライトの点灯は、前方の安全を確認するものなので、夜間でも、自分の前が見える明るさなら、点灯しなくてよい。

- ⑤ 携帯電話（スマートフォン）を手に持って通話したり、表示されたゲーム等の画像を見ながら自転車を運転するのは法律違反である。

<交通安全テスト>

令和3年6月号

解答・解説 (中・高校生用)

① 自転車で走行中、小さい交差点を右折する時は、自動車に続いて右折すればよい。 【×】

A：車と同じように右折してはいけません。

- 道路交通法第34条第3項（左折又は右折）

軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(3) 交差点での右左折は、次の方法でしなければなりません。

イ 右折は、次の方法でしなければなりません。

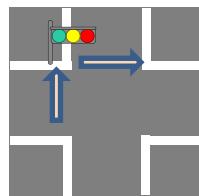
(ア) 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

<指導のポイント>

自転車に乗って交差点を右折するときはできる限り道路の左側端に寄り、2段階右折をしなければなりません。

(右図に記載の矢印のとおりに右折する。)



② 下図の信号が、青色の灯火の場合、自転車は、直進、左折、右折をすることが出来る。 【×】



A：自転車は、直進又は左折することが出来る。

- 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

- 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（信号の表示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の

表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する 赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火 の点滅	人の形の記号を有する青色 の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断 を始め、又は停止位置を 越えて進行してはなら ないこと。	2 自転車は、道路の横断を始めては ならず、また、当該信号が表示され た時において停止位置に近接して いるため安全に停止するこ とがない場合を除き、停止位置を越え て進行してはならないこと。	2 自転車は、直進をし、又 は左折するこ と。
3 省略		
4 省略		

- 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））
道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければなりません。
- 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））
(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。
- 交通の方法に関する教則第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））
(1) 信号が青になってから横断しましょう。
なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

<指導のポイント>

問題の信号では、自転車は直進し、左折することができるという意味です。
右折するときは交差点の向こう側まで直進し、その地点で向きを変え、次に進むべき方向の信号が青になるのを待たなければなりません。
また、信号は「進め」ではなく、「進むことができる」という意味ですので青信号に変わってもすぐに進むことなく、周囲の安全確認をしっかりしてから進みましょう。

③ 自転車のブレーキは、時速10キロメートルのときにブレーキをかけてから3メートル以内で止まれるものでなければならない。【○】

- A：自転車のブレーキは時速10キロメートルのときにブレーキを開始した場所から3メートル以内の距離で停止できるものでなければなりません。
- ※ 時速10キロメートル～概ね自転車がゆっくり走る速さ
- 道路交通法第63条の9第1項（自転車の制動装置等）
自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはなりません。
 - 道路交通法施行規則第9条の三第1項第2号（制動装置（抜粋））
乾燥した平たんな舗装路面において、制動初速度が10キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有する

こと。

- 交通の方法に関する教則第3章第1節2（自転車の点検（抜粋））

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があつたら整備に出しましょう。

- (6) ブレーキは、前・後輪ともよく効くか（時速10キロメートルのとき、ブレーキをかけてから3メートル以内で止まれるか）。

<指導のポイント>

自転車のブレーキはしっかりと効くものでなければ危険です。

自転車に乗る前に、点検を行い、ブレーキの効きが悪い場合は、整備に出す等して、しっかりとブレーキの効く状態で自転車に乗りましょう。

④ ライトの点灯は、前方の安全を確認するものなので、夜間でも、自分の前が見える明るさなら、点灯しなくてよい。【×】

A：周りが街灯などで明るくても、夜間に自転車を運転する時はライトをつけなければなりません。

- 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条　道路にある場合の灯火）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令（道路交通法施行令第19条　夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）で定める場合（トンネルなど）においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

- 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得）

(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようになります。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

(13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

<指導のポイント>

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、夜間の自転車のライトは前方の安全を確認するだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行中の自転車・歩行者に自分の存在を早く知らせる事ができます。

交通事故防止のためにも、夜間の自転車のライトは必ずつけましょう。

大阪府警察では車両の早めのライト点灯を呼びかけています。

⑤ 携帯電話（スマートフォン）を手に持って通話したり、表示されたゲーム等の画像を見ながら自転車を運転するのは法律違反である。【○】

A：携帯電話（スマートフォン）を手に持って通話したり、表示されたゲーム等の画像を見ながら自転車を運転する行為は道路交通法違反に該当します。

- 道路交通法第71条（運転者の遵守事項（抜粋））

車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

6 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他の交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

- 大阪府道路交通規則第13条（運転者の遵守事項（抜粋））
法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。
 - 3 携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。
 - 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））
自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。
- (11) スマートフォンなどの携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。
- 道路交通法第70条（安全運転の義務）
車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

<指導のポイント>

携帯電話（スマートフォン）を使用しながらの運転は道路交通法違反に該当します。

また、携帯電話を使用しながらの脇見運転は非常に危険で、大きな事故につながる恐れがあるので、絶対にやめましょう。